

盛岡広域振興局長告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年1月4日

盛岡広域振興局長 菊池正佳

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101485	合同会社愛心会	デイサービス「ひなたぼっこ」	岩手郡滝沢村滝沢字 外山376番地9	平成24年12月31日